



市からの通知 発送

- ◆福祉医療費受給資格証ひとり親家庭医療
【内容】現在受給している人には6月上旬に申請書を郵送。6月30日(火)までに継続申請を。
- 【対象】健康保険に加入しているひとり親家庭の親と高校卒業までの子ども(所得制限あり)
- 【問い合わせ先】保険医療課 ☎66・1075
- ◆児童手当の現況届
【内容】現在児童手当を受けている人が6月分以降の児童手当を受けるには、6月30日(火)までに現況届の提出が必要(対象者には用紙を郵送 郵送での提出可)。
- 【その他】子どもが生まれた人や本市に転入した人が翌月以降の手当てを受けるには出生・転入の日から15日以内に

人権講座に講師を呼ぶ場合に補助

- 市民が組織するおむね10人以上の団体が、講師を呼んで人権に関する講座や学習会を実施する場合、その謝礼を補助します。
【補助額】1〜3万円(審査あり)
- 【申し込み方法】事業を実施する30日前までに申請書(人権啓発推進課に備え付け。市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、同課へ。
- ▼詳しくは、人権啓発推進課 ☎66・1022へ。

第11回特別弔慰金の請求を

- 4月1日時点で公務扶助料や戦没者遺族年金などを受給している人がいない場合、戦没者等の死亡当時生計を一緒にしていた遺族のうちの一人に特別弔慰金が支給されます。
- 【支給額】25万円(年5万円×5年)
- 【申請方法】令和5年3月31日までに福祉企画課か西支所保健福祉係、加佐分室へ。
- ▼詳しくは、福祉企画課 ☎66・1001へ。

家屋にかかるとる固定資産税の減額措置

住宅に一定の要件を満たす耐震改修やバリアフリー改修、熱対策防止改修を行った場合、固定資産税が減額されます。所定の用紙(税務

- 申請が必要
- 【問い合わせ先】子ども支援課 ☎66・1094、西支所保健福祉係 ☎77・2253
- ◆市民税・府民税納税通知書
【内容】今年度の市民税・府民税納税通知書を6月中旬に発送。便利な口座振替やスマホアプリ、クレジットカードも利用できます。
- 【その他】新型コロナウイルス感染症の影響などで支払いが困難な場合、支払い猶予や分割納付の相談に応じます。
- 【問い合わせ先】税務課 ☎66・1025、66・1026
- ◆介護保険料納入通知書
【内容】対象者には6月中旬に納入通知書を送付。
- 【問い合わせ先】高齢者支援課 ☎66・1013、西支所保健福祉係 ☎77・2263
- ◆国民健康保険料納入通知書
【内容】対象者には6月中旬に納入通知書を送付。
- 【問い合わせ先】保険医療課 ☎66・1003、西支所保健福祉係 ☎77・2263
- ◆国保 特定健診・がん検診などの案内
【内容】新型コロナウイルス感染症の影響で、例年より実施を延期しています。対象者には7月下旬以降に案内を送付予定。
- 課に備え付け。市ホームページからダウンロード可)に必要書類を添えて工事完了後3か月以内に税務課か西支所総務・税務係へ。
- ▼詳しくは、税務課 ☎66・1022へ。
- ◆軽自動車税を口座振替で納付した人の車検用納税証明書
□口座振替で軽自動車税の納付が確認できた人の車検用納税証明書を、これまで全員に送付していましたが、車検の時期でない車もあることから、送付対象を次に該当する車両の所有者に変更しました。送付は6月中旬。
- 【対象】◆6月1日〜来年6月30日に車検証の有効期限が満了する車両◆二輪の小型自動車
- 【その他】送付までに車検を受けるなど急ぎの場合は税務課か西支所総務・税務係、下コードから申請を
- ▼詳しくは、税務課 ☎66・1022へ。

青少年の善行表彰候補者の募集

- 【対象】市内在住の満20歳以下で、次のいずれかに該当する個人か団体
- ◆高齢者・障害者などへの奉仕活動
- ◆清掃・除草などの環境美化活動◆植樹・花いっぱい運動などの自然保護・文化財愛護活動◆顕著な発明・発見などの行為
- ◆災害防止・救助等の行為◆小さな親切等の行為◆その他上記に相当すると考

お詫び

本市発注工事において、不適切な事案が発生しました。市民の皆様のご信頼を裏切ることとなり、誠に遺憾であり、心からお詫びを申し上げます。本事案は、上司によって、部下の仕事の進行管理、助言指導が、適切に行われていなかったことが要因の一つです。

また、複数の職員が、不適切な工事であることを知りながら、発注を防ぐことができませんでした。

今後は、幹部職員の管理監督能力のより一層の向上はもとより、職位の上下に関係なく、自由に意見が出し合える、風通しの良い職場環境を創出するとともに、市の内部通報制度を活用するなど、あらゆる再発防止策を徹底し、市民の皆様のご信頼回復に全力で取り組んでまいります。

舞鶴市長 多々見 良三

- 【問い合わせ先】健康づくり課 ☎65・0064

福祉タクシー利用券の申請を

- 次の条件に該当する人が通院のために利用するタクシー料金の一部を助成。
- 【対象】次の条件を全て満たす人
- ◆重度腎機能障害◆在宅の腎臓機能障害者(身体障害者手帳1級を所持◆人工透析療法を受け通院している◆自動車税・軽自動車税の減免を受けていない◆同一世帯の所得税の合算額が一定基準以下)
- ◆人工呼吸器を装着している障害児・者◆在宅で人工呼吸器が常時必要な障害児・者(医師の意見書などが必要な場合あり)
- 【助成額】年間2万4,000円分(年度途中で)

高校生給付型奨学金(2次申請)

- 府内(京都市を除く)に居住する対象世帯の高校生に支給(支給要件あり)。
- 【対象】市民税非課税世帯で母子・父子・障害者父母またはその一方が3級以上世帯などの高校生
- 【申し込み方法】7月1日(火)までに所定の用紙(中丹東保健所)子ども支援課に備え付け(中丹東保健所 ☎75・0856)へ。

風しんの予防接種費用を助成

- 【対象】本市に住民票のある人で次のいずれかに該当する人
- ◆妊娠を希望する人で風しん抗体検査の抗体価が低かった人◆抗体価が低い妊婦の同居者で、抗体価が低い人
- 【申し込み方法】来年3月31日(水)までに健康づくり課 ☎65・0065へ。

「ごみ処理手数料見直し方針(案)」(意見をく不燃ごみの有料化など)

平成17年の可燃ごみ有料化から15年が経過し、ごみ処理を取り巻く環境が変化しています。そうした中、ごみ処理に関する市民サービスやごみの適正処理、公平な受益者負担の実現、3Rの推進と環境負荷の低減に向け、今回「ごみ処理手数料の見直し方針(案)」を取りまとめましたので、パブリック・コメント手続制度(市民意見提出制度)に基づき意見を募集

しめます。

- 【提出方法】様式は自由。住所、氏名、電話番号を記載し「ごみ処理手数料の見直し方針(案)」に関する意見」と明記し、郵送か持参、ファクス、市ホームページのフォームで生活環境課へ。匿名、電話、口頭での意見は受け付けません。
- 【募集期間】6月22日(月)まで
- 【方針案の公表場所】生活環境課、市政情報コーナー、西支所、加佐分室、中・東・西・南公民館、大浦・城南会館、東・西図書館。市ホームページにも掲載。
- 【提出された意見の取り扱い】提出された意見などを考慮して最終案を作成。また、意見の概要と意見に対する市の考え方を整理し公表します(氏名などは公表しません)。
- ▼詳しくは、生活環境課 ☎66・1005、62・9891へ。

答申の主な内容

手数料見直しの主な内容
◆令和3年度中に ◆不燃ごみ3品目(「埋立ごみ」「ペットボトル」「プラスチック容器包装類」)を指定ごみ袋制により有料化。 ◆可燃ごみ処理手数料の水準の見直し(値上げ)。 ◆清掃事務所、リサイクルプラザにおける直接搬入の受け付け時に、ごみ処理費用とは別に手数料を徴収。
手数料見直しと合わせて実施するごみ排出利便性の向上
◆「ペットボトル」「プラスチック容器包装類」の月2回収集を実施。 ◆ごみ出しができない高齢者等で一定の要件を満たす人を対象に、戸別収集を実施(一部自己負担)。 ◆在宅医療等での不燃ごみ等排出支援を実施。

